

# 平成 30 年度

## 特定地域型保育事業確認指導（集団指導）

### 配布資料

#### 【 次 第 】

- 1 平成 30 年度特定教育・保育施設等確認指導（実地指導）の実施状況
- 2 確認指導（実地指導）における指摘の状況等
- 3 基準条例に定める基準
- 4 公定価格における加算の要件等
- 5 処遇改善等加算の要件等

と き：2019 年（平成 31 年）3 月 14 日（木）16 時～17 時

場 所：藤沢市役所 本庁舎 会議室 3-1

藤沢市 子ども青少年部 子育て企画課

（ 総務・監査担当 ）

## 1 平成 30 年度特定教育・保育施設等確認指導（実地指導）の実施状況

### （1）平成 30 年度確認指導（実地指導）実施施設等の数

対象施設等	平成 30 年度計画		前年度実績	
	施設数	実施数	施設数	実施数
	H30.4.1 時点	H31.1.31 時点	H29.4.1 時点	H30.3.31 時点
幼稚園（新制度移行園）	3	1	3	-
保育所（※2）	51	24	47	-
幼稚園型認定こども園	1	1	1	-
家庭的保育事業	4	2	4	-
小規模保育事業 A 型	16	8	15	-
合計	75	36	70	-

※分園は、本園と合わせて 1 施設とする。

### （2）平成 30 年度確認指導（実地指導）実施日程

年	月	特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業	合計
30	8		2 件	2 件
	9	4 件	3 件	7 件
	10	8 件	1 件	9 件
	11	6 件		6 件
	12	4 件	2 件	6 件
31	1	4 件	2 件	6 件
合計		26 件	10 件	36 件

## 2 特定地域型保育事業確認指導（実地指導）における指摘の状況について

### （1）指摘事項のあった主な項目及び件数

項目	文書指摘	口頭指摘
基準条例 (A)	0	0
加算要件等 (B)	0	4
施設機能強化推進費加算	0	4
処遇改善等加算要件等 (C)	4	32
処遇改善等加算 I	2	9
処遇改善等加算 II	2	23
その他 (D)	0	0
合計 (A)+(B)+(C)+(D)	4	36

## （２）確認指導・監査基準等の作成について

平成 30 年度より、神奈川県保育対策協議会保育所等監査部会において、特定教育・保育施設等確認指導・監査の基準（観点）、確認方法及び文書・口頭指摘の判定基準等について県内（政令市・中核市を除く。）で統一的な運用を図るべく協議を行っています。統一的な確認指導・監査基準等の運用については、早ければ平成 31 年度から適用していく予定です。詳細が決まりましたら、別途ご連絡いたします。

## 3 基準条例に定める基準について

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）に定める基準（i）については、現在、確認指導（実地指導）の対象施設等に対してセルフチェック（ii）をお願いしています。

多くの施設等が、ほぼ全ての項目について「適・否」の「適」を申告しており、当該基準についておおむね適正な運営が行われているものと捉えていますが、一部の項目について指摘事項が見つかりました。

【参考資料：QR コードにて閲覧可能】

i. 藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 25 日条例第 13 号）

ii. 平成 30 年度 特定教育・保育施設確認指導・監査事前提出資料（家庭的保育事業等，小規模保育事業）



## （１）運営規程（基準条例 46 条）

### 【園規則等に規定すべき事項】

- 事業の目的及び運営の方針
- 提供する特定地域型保育の内容
- 職員の職種，員数及び職務の内容（処遇改善等加算については後述。）
- 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日  
→ 土曜日に平日とは異なる保育時間を設定している場合は，特に注意してください。
- 保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類，支払を求める理由及びその額  
→ 重要事項説明書等への記載や，保護者から同意を得ることだけでなく，その根拠として園規則等に別表を付すなど，具体的な利用者負担の内容を規定してください。
- 利用定員
- 特定地域型保育事業の利用開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- 緊急時等における対応方法
- 非常災害対策
- 虐待の防止のための措置に関する事項
- 上記のほか，特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

## (2) 利用者負担額等の受領(領収書の交付)(基準条例 13 条 5 項)

保護者から保育料や特定負担額(上乘せ徴収)の支払い,又は実費徴収の支払いを受けた場合は,当該費用に係る領収書を保護者に対して原則として「紙」で交付しなければいけません。

ただし,振込や振替(自動引落)により受領する場合は,希望があれば紙の領収書の交付が可能である旨を事前に保護者に説明した上で,口座振込依頼書や通帳への記載等をもって,領収書の交付に代えることが可能です。

なお,集金袋等により現金を受領し,袋自体や袋に貼り付けた紙に金額の記載や受領印を押印していく等の方法の可否については,記載内容や最終的な集金袋等の取扱い等,運用状況により個別に判断となりますが,原則として上記の方法による対応をお願いします。

## 4 公定価格における加算の要件等

公定価格における加算については,施設等からの申請に基づき,国通知や FAQ 等に定められた要件を満たす施設等に対して認定を行った上で支給しているところですが,確認指導(実地指導)を実施する中で,当該要件等に関する説明が行き届いていないと思われる項目や,ご質問を頂戴した項目等について,具体例を示しながら解説いたします。

【参考資料:QRコードにて閲覧可能】

- i. 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成 30 年 4 月 16 日府子本第 360 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)
- ii. 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」新旧対照表(平成 30 年 4 月 16 日府子本第 360 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別紙)
- iii. 事業者向け FAQ(よくある質問) Ver.7(平成 27 年 3 月 31 日内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援新制度 Q&A 集)
- iv. 自治体向け FAQ(よくある質問) 第 17 版(平成 31 年 2 月 13 日内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援新制度 Q&A 集)



## (1) 職員配置(内閣府通知 別紙 5~6)

保育士等の配置基準については,内閣府通知により「基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであるから,これを充足すること」として次項のとおり示されており,家庭的保育事業等指導監査においても同様の基準により確認しているところです。

昨今の保育士等の確保が難しい状況の中,多くの施設等においては,余裕をもった職員配置に特段のご配慮をいただいております。

しかしながら,特に朝夕の時間帯については,利用乳幼児の登降園時間が前後すること等により,不足が生じやすくなっておりますので,引き続き全ての時間帯において十分な職員が配置されることと,それを常に確認できる体制の整備をお願いします。

【基本分単価に含まれる職員構成】

家庭的保育事業（通知 別紙5）	小規模保育事業（通知 別紙6）
(ア) 保育従事者 i 家庭的保育者及び家庭的保育補助者 子ども3人につき家庭的保育者1人 （家庭的保育補助者を配置する場合は子ども5人）	(ア) 保育従事者 i 年齢別配置基準（保育士） 1,2歳児6人につき1人 乳児3人につき1人 上記に加えて1人 ii その他 非常勤保育士1人
(イ) その他 i 非常勤調理員等 ii 非常勤事務職員 iii 嘱託医・嘱託歯科医	(イ) その他 i 非常勤調理員等 ii 非常勤事務職員 iii 嘱託医・嘱託歯科医

(2) 施設機能強化推進費加算

職員等の防災教育や防災用品や備蓄用の食料の購入など、施設の総合的な防災対策を図る取組を実施する場合に認定される加算です。

施設等によっては、認定を受けたものの年度内に計画が履行されず加算額を返還していただいたケースや、実績報告書が所定の期限内に提出されないケースが散見されたので、適切な対応をお願いします。

また、当該加算については、施設等の防災機能強化に大変有効ですが、未申請の施設等や申請する際に活用方法に悩むという意見がありましたので、本市及び県内他市における活用事例を参考にご紹介します。

【活用事例】

品名	備考	金額の目安
備蓄倉庫	防災用品、備蓄食料の保管場所として使用します。	15万円前後
発電機+燃料	保管場所が課題ですが、あれば便利です。修繕費としても申請可能です。	10万円前後
投光器+三脚	発電機とセットでの使用になりますが、停電時には重宝します。	数千～数万円
暖房器+燃料	石油ストーブ、薪ストーブと燃料をセットで用意します。	5万円前後
ヘルメット+ホルダー	壁掛け式のヘルメットホルダーは安全かつスムーズな避難に有効です。	数百～数千円
毛布+圧縮袋	多用途ですが嵩張る毛布。圧縮して収納することで大量に保管できます。	数千円
かまど、コンロ	炊き出し用に、燃料や食料とセットで用意します。	数千～数万円
ポータブル浄水器	非常用水の備蓄には限界があります。水源を確保できる場合は大変有用です。	数千～数万円
簡易トイレ	感染症予防のためにも衛生的な環境の確保は課題となります。	数千～数万円
防災教育用教材、講師	職員の防災教育も重要な機能強化です。教本やDVD、講習の講師謝礼など。	数千～数万円

## 5 処遇改善等加算の要件等について

処遇改善等加算については、制度自体が未だ発展途上の段階にあり、加算の要件についても、国の通知等に基づく詳細な内容の周知が十分に行えていない状況にありました。

ここでは、多くの施設等において未整備であった、処遇改善等加算Ⅰのキャリアパス要件及びⅡの加算要件の「施設・事業所職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。）」、及び「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）」についての規定について、別紙1にて具体例を示しながら解説いたします。

また、賃金改善実績報告書の提出に当たっての、基準年度賃金水準の考え方、公定価格（基本分）における人件費改定分の取扱い、法定福利費等の事業主負担分の考え方等、賃金改善実績額の算定に当たって必要な事項等について、別紙2にて解説いたします。

最後に、処遇改善等加算に係る規定の整備に関する個別相談についてご案内いたします。

【参考資料：QRコードにて閲覧可能】

- i. 施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（平成30年4月16日府子本第381号内閣府政策統括官通知）
- ii. 子ども・子育て支援新制度 市町村等職員向けセミナー【東京会場】（平成30年8月20日（月）内閣府子ども・子育て本部 HP）

